

写

答 申 書

浜松市国民健康保険運営協議会

我が国の国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の中核を担い地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。

近年、被保険者に占める高齢者割合の上昇や医療の高度化などにより一人当たりの医療費が増加する一方で、後期高齢者医療制度への移行などに伴う被保険者数の減により保険料収入が減少することから、国保運営の抜本的な改革が必要とされ、国の財政支援拡充による基盤強化や、運営の都道府県単位化による財政の安定化が図られたところである。

浜松市国民健康保険運営協議会はこうした状況を踏まえ、浜松市国民健康保険事業の運営が引き続き健全に図られるよう、令和3年12月7日の諮問に対し次のとおり答申する。

1 令和4年度国民健康保険料率等について

(1) 保険料率について

浜松市の国民健康保険事業においては、全国の状況と同じく、一人当たり医療費が伸びる一方で、被保険者数の減により保険料収入は減少しており、健全運営のために保険料収入を確保する必要性は高い。他方で保険料が被保険者の世帯家計に及ぼす影響も大きいことから、これまでも保険料率の引き下げの可能性について検討を続けてきたところである。

令和4年度については、国の財政支援拡充と運営の都道府県単位化により国保財政の安定が十分に図られている上、令和2年度決算において黒字額が大幅に伸び、コロナ禍が続く令和3年度においても保険料収納率の向上が見られるなど、収支黒字が見込める状況であり、これまでの収支黒字の累積と合わせ、さらなる繰越金の増嵩が予測される。

かかる状況を踏まえ、被保険者の負担軽減の観点から保険料率を改定しても、県への事業費納付金等の財源を確保し、かつ安定した財政運営を複数年度にわたって継続できる見込みと判断できることから、保険料率は下記のとおり改定することが適当である。

・医療分

所得割について、現行7.34%を7.20%に改定すること。

均等割について、現行27,000円を25,000円に改定すること。

平等割について、現行23,000円を22,000円に改定すること。

- ・後期支援金分

均等割について、現行11,800円を11,000円に改定すること。

平等割について、現行8,100円を8,000円に改定すること。

- ・介護納付金分

均等割について、現行9,800円を14,500円に改定すること。

平等割について、現行7,000円を廃止すること。

なお、被保険者の高齢化、被保険者数の減少、高額薬品の保険収載、一人当たりの医療費の上昇、さらには新型コロナウイルス感染症による影響など、先行きの見通しが困難な状況にあることから、引き続き、これらの動向を注視・分析し、今後とも安定した財政運営が図られるよう努められたい。

(2) 賦課限度額について

令和4年度国民健康保険料の世帯当たり賦課限度額は、国民健康保険法施行令の規定と同様とすることが適当である。

(3) 国民健康保険事業基金について

国民健康保険事業基金の令和3年度末見込残高は21.8億円であるが、今後、被保険者の高齢化の進展や医療費の予期せぬ増により、県への事業費納付金の増が見込まれる場合は、基金を保険料の負担緩和に活用されたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料収入が見込みを大幅に下回るなど、安定的な財政運営に支障が生じた場合にも、基金を活用されたい。

2 その他国民健康保険事業の健全な財政運営に関する事項について

(1) 保険料収納率向上対策

国民健康保険事業の安定的な運営のためには、国民健康保険事業特別会計の主たる財源である保険料収入の確保が不可欠であり、収納率の向上は大変重要である。

国民健康保険制度の趣旨が被保険者に理解されるよう周知に努めるとともに、被保険者の支払能力や生活状況にも十分配慮した上で、負担の公平性の観点から、保険料収納率の向上及び累積滞納額の削減に向けた徴収努力を引き続き実行されたい。

また、他市の事例や先進的な手法を研究し、被保険者が納付しやすい環境の充実などを図り、保険料収入の確保に繋げられたい。

あわせて、事案に応じて、福祉関係部署との連携や滞納者の生活基盤の確立に向けた助言等を行うよう努められたい。

(2) 医療費適正化対策

国民健康保険は、被保険者の高齢化が顕著であり、医療費増加の大きな要因となっていることから、長期的展望をもって医療費適正化対策を積極的に推進していかなければならない。

については、「浜松市国民健康保険第2期データヘルス計画」の中間評価を参考に、効果的かつ効率的な保健事業に取り組み、被保険者の健康増進と重症化予防に努められたい。なかでも、特定健康診査の受診率向上は、生活習慣病予防対策の課題であり、今後も様々な手法を活用した受診勧奨に取り組みたい。また、ジェネリック医薬品についても、引き続き普及と使用促進に注力し、中長期にわたる医療費の適正化に向けた対策を講じられたい。

また、これらの取組みの推進は、保険者のみの努力で成し遂げられるものではなく、被保険者、医療機関等が課題を共有し、医療費適正化に対する意識高揚が必要となることから、被保険者への医療費適正化に対する理解と医療機関等との連携強化を図られたい。